

## 提案基準（共通） 災害危険区域等に係る取扱い

厚木市開発審査会提案基準の各基準における「政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）《1》を含まないこと。」についての取扱いは、以下のとおりとする。

《1》「政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律201号）第39条第1項の災害危険区域（当該土地の区域について、厚木市建築基準条例（平成17年厚木市条例第35号）第4条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域  
※厚木市該当なし
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（当該土地の区域について、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合《2》を除く。）
- (4) 土砂災害警戒危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域（当該土地の区域について、土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が講じられている場合《3》を除く。）
- (5) 土砂災害警戒危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域  
※厚木市該当なし
- (7) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3.0メートル以上の区域（当該土地の区域について、安全上及び避難上の対策が講じられている場合《4》を除く。）
- (8) 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（当該土地の区域について、安全上及び避難上の対策が講じられている場合《5》を除く。）
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第580号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (10) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の区域及び同法第29条に規定する保安林予定域森林の区域並びに同法第41条第1項に規定する保安施設地区

《2》審査基準《1》(3)の「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合」とは、急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事が完了している場合等とする。

- ※1 急傾斜地崩壊防止工事の状況については、斜面の安定計算等により安全が確保されていることや擁壁等の工事が行われていることを神奈川県に確認し、市に報告すること。
- ※2 急傾斜地法第7条による許可が必要な場合は、許可を得て、その許可書の写しを開発行為許可申請書等に添付すること。
- ※3 急傾斜地崩壊危険区域内の開発行為等にあつては、土地利用計画図及び造成計画平面図

等に当該区域の位置を明示すること。

《3》 審査基準《1》(4)の「土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が講じられている場合」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）にあつては、がけの形状若しくは土質により予測されるがけ崩れに対し安全な擁壁等が設けられるもの又は安全上支障がない部分を区域とすること。ただし、これにより難い場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。《6》

イ 土砂災害警戒区域（土石流）にあつては、建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造とする等、身の安全を確保できる建築物とすること。ただし、これにより難い場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。《6》

《4》 審査基準《1》(7)の「安全上及び避難上の対策が講じられている場合」とは、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるものとする。ただし、これにより難い場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。《6》

《5》 審査基準《1》(8)の「安全上及び避難上の対策が講じられている場合」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）にあつては、建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造とする等、洪水の氾濫流により家屋が流出・倒壊等しない構造の建築物とすること。ただし、これにより難い場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。《6》

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）にあつては、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。《6》

《6》 審査基準《3》、《4》及び《5》の「確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。」については、厚木市オールハザードマップにおける「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」相当の避難に係る準備・確認事項が網羅された避難計画書【参考様式A、B参照】を提出すること。なお、申請者以外の者が建築物に居住（建築物を使用）する場合にあつては、申請者が居住者（使用者）に対して、当該避難計画書の内容等について十分に説明すること。

《7》 審査基準《3》、《4》《5》及び《6》を適用することにより許可する場合にあつては、対策内容に応じて、当該対策を実施する旨を法第79条の規定による許可条件として付すものとする。

#### 【許可条件の例】

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の場合
  - ・がけの形状若しくは土質により予測されるがけ崩れに対し安全な擁壁等を設けること。
  - ・がけの形状若しくは土質により予測されるがけ崩れに対し安全上支障がない部分を区域とすること。
- 土砂災害警戒区域（土石流）の場合
  - ・建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造とする等、身の安全を確保できる建築物とすること。
- 浸水想定区域（想定浸水深3.0m以上）の場合
  - ・建築物の居室の高床化により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること。
  - ・敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること。
- 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））の場合
  - ・建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造とする等、洪水の氾濫流により家屋が流出・倒壊等しない構造の建築物とすること。
- 【共通】 確実な避難の実施を担保する避難計画による場合
  - ・避難計画書に基づき、早期かつ確実な避難行動をとること。
  - ・避難計画書に基づき、早期かつ確実な避難行動をとることを居住者（使用者）へ十分説明すること。

# 避難計画書

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

申請者 住所  
氏名

次の土地において開発許可又は建築許可を申請するに当たり、申請地が次の災害ハザードエリア内であることを厚木市オールハザードマップ等により確認しました。

そのため、災害に対するリスクを理解した上で、大雨・台風時には防災情報を注視するとともに、早期かつ確実な避難行動がとれるよう、本避難計画書に基づき行動します。

### 【申請地】

地名地番	厚木市
予定建築物の用途	
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域（土石流） <input type="checkbox"/> 該当しない
浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域（想定浸水深 3.0m以上） 申請地の想定浸水深の区分（最大）： _____ m ~ _____ m未満 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）） <input type="checkbox"/> 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）） <input type="checkbox"/> 該当しない

### 【避難計画】

避難場所（※）	(1) _____（公民館等） (2) _____（指定避難所）
避難手段・時間	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
避難のタイミング	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
事前準備・確認事項	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
その他の対策等	

(※) 厚木市地域防災計画で定められている指定緊急避難場所・指定避難所のうち、裏面に記載されている公民館等（No. 1～16）から1か所、指定避難所（97～143）から1か所、計2か所の避難場所を記載してください。

# 避難計画書

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

申請者 住所  
氏名

次の土地において開発許可又は建築許可を申請するに当たり、申請地が次の災害ハザードエリア内であることを厚木市オールハザードマップ等により確認しました。

そのため、申請地は災害に対するリスクがあること、大雨・台風時には防災情報を注視するとともに、早期かつ確実な避難行動をとるべきことについて、申請地の居住者（使用者）に対し十分説明します。

### 【申請地】

地名地番	厚木市
予定建築物の用途	
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域（土石流） <input type="checkbox"/> 該当しない
浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域（想定浸水深 3.0m以上） 申請地の想定浸水深の区分（最大）： _____ m ~ _____ m未滿 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）） <input type="checkbox"/> 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）） <input type="checkbox"/> 該当しない

### 【避難計画】

避難場所（※）	(1) _____（公民館等） (2) _____（指定避難所）
避難手段・時間	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
避難のタイミング	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
事前準備・確認事項	別紙「わが家のマイ・タイムライン（洪水浸水・土砂災害）」による。
その他の対策等	

(※) 厚木市地域防災計画で定められている指定緊急避難場所・指定避難所のうち、裏面に記載されている公民館等（No. 1～16）から1か所、指定避難所（97～143）から1か所、計2か所の避難場所を記載してください。



